

## 日本学生支援機構の見直し内容（案）と現行の中期目標・中期計画との関係

現行の中期目標・中期計画	見直し内容（案） （次期中期目標・中期計画の方向性）
<p>（中期目標）</p> <p>2 奨学金貸与事業</p> <p>（1）奨学金貸与の的確な実施</p> <p>教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として重要な奨学金事業を実施する。また、この目的を十分踏まえ、<u>真に支援を必要とする者の貸与が行われるよう、貸与基準の厳格化とそれに沿った運用の徹底を図りつつ</u>、以下の事業を推進する。</p> <p>（中期計画）</p> <p>2 奨学金貸与事業</p> <p>（1）奨学金貸与の的確な実施</p> <p>1 8歳人口が減少していく一方で、進学率が上昇していることや、今後の経済状況などを踏まえつつ、意欲と能力がある学生が経済的な理由により進学を断念することがないように、将来的な奨学金貸与事業の規模や貸与基準などの国における今後の検討に資するため、<u>奨学生の生活実態や家計の実態などを調査・分析しつつ</u>、学生ニーズを踏まえ、<u>真に支援を必要とする者に適切に貸与が行われるよう奨学金貸与事業を行う。</u></p>	<p>第1 事務及び事業の見直し</p> <p>1 奨学金貸与事業の見直し</p> <p>（1）貸与基準等の見直し</p> <p>奨学金貸与基準のうち収入基準については、①昭和59年度に定めた基準を基に、消費者物価上昇率等を掛け合わせて改訂を重ねており、最新のデータに基づく奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にできない、②第二種奨学金の基準額は、平成24年度の「家計調査」（総務省）の勤労者世帯の所得と比較しても、また、「平成21年全国消費実態調査」（総務省）の勤労者世帯のうち大学生の親世代に相当する50歳代の年間世帯収入と比較しても高い、③基準を満たす者の収入限度額の積算内訳のうち給与所得世帯への給与所得控除額分の上乗せ額が、所得税の給与所得控除額と比較して高いといった状況が見受けられる。</p> <p>このため、<u>最新のデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ、奨学金貸与基準の収入基準について見直すこととする。</u></p> <p>また、第一種奨学金の単独貸与者よりも、多額の奨学金の貸与を受けることになる第一種及び第二種奨学金の併用貸与者の延滞率が高く、また、同一の所得水準の世帯において、貸与金額の多い併用貸与者の延滞率が、貸与金額の少ない併用貸与者より高くなっている。</p> <p>このため、第一種及び第二種奨学金の併用貸与を行う場合、<u>修学を行う上で真に必要な額となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を行うこととする。</u></p>
<p>（中期目標）</p> <p>① 適切な適格認定の実施</p>	<p>（2）適格認定制度の着実な実施</p> <p>奨学生が継続して奨学金の貸与を受ける場合は、年1回、本人が「奨学金継</p>

<p>真に支援を必要とする者に貸与を行う観点から、<u>奨学生に対する適格認定に係る基準について一層の周知を図るとともに、奨学生への修学上の指導の徹底を大学等に要請し、適格認定を厳格かつ迅速に行う。</u>また、大学等から奨学生に対し適切な貸与月額を選択するよう指導する仕組みを導入する。</p> <p>(中期計画)</p> <p>① <u>適切な適格認定の実施真に支援を必要とする者に貸与を行う観点から、奨学生に対する適格認定に係る基準について一層の周知を図るとともに、奨学生への修学上の指導の徹底を大学等に要請し、適格認定を厳格かつ迅速に行う。</u></p> <p>また、大学等から奨学生に対し適切な貸与月額を選択するよう指導する仕組みを導入する。</p>	<p>続願」を提出し、大学等は、提出された「奨学金継続願」の内容に加え、学修状況等を厳格に審査の上、奨学金継続の可否等を認定し、本法人に報告している。</p> <p>この大学等の審査に関して、平成23年度適格認定で「警告」認定を受けた1万2,329件に対し、大学等において本法人の定める「適格基準の細目」に沿った認定が行われているか本法人が調査を実施した結果、不適切なケースが586件認められた。</p> <p>不適切と認められた認定は、本法人が厳格な審査の実施について周知を図ってきたにもかかわらず、大学等における認定基準に対する理解不足が主な原因で発生している。</p> <p>このため、本法人は、<u>大学等が適切な認定を行えるよう、当該調査結果等を踏まえて「適格基準の細目」をより明確化、具体化するとともに、大学等に周知を徹底することとする。</u></p> <p>また、これらの措置をとったにもかかわらず、<u>継続的に不適切な認定を行った大学等があった場合には、大学等の名称を公表する等により再発の防止を図ることとする。</u></p>
<p>(中期目標)</p> <p>(2) 返還金の回収強化</p> <p>奨学金貸与事業は、返還金をその原資の一部としていることから、返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、返還金の回収について、迅速かつ的確な現状把握と、適切かつ厳格な回収を実施するための方策を講ずる。特に、延滞債権について回収の抜本的強化を図る。また、<u>総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に82%以上にすることを目指し、返還金の回収促進策を推進する。</u></p> <p>その際、目標として設定した総回収率については、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、奨学金貸与事業の将来見通しを明らかにした上で、平成23年度までにその妥当性について検証し、延滞債権に対する新たな財政負担の増加を</p>	<p>(3) 回収に係る成果指標の見直し</p> <p>本法人の債権について、現行中期目標で成果指標として用いている総回収率では、過去の延滞債権の状況に大きく影響され、新規の延滞債権や既延滞債権の実態を評価することができないことから、次期中期目標において、<u>総回収率</u>に代わる適切な成果指標を設定することとする。</p> <p>また、成果指標の目標値を設定する際には、現行中期目標期間における<u>回収促進の取組により、回収率が改善傾向にあることを踏まえて適切な数値を設定することとする。</u></p>

抑制する。

① 学校との連携強化

学校との連携強化を推進し、奨学生の返還意識涵養のための指導等を徹底する。

② 返還金回収の促進

返還金回収強化の対策を促進する。

また、返還金の円滑な返還を促進するため、リレー口座（口座振替）加入時期の早期化を図り、新規返還開始者で95%以上、全体で80%以上とする。

大学・大学院等に係る平成19年度末の3ヶ月以上の延滞額を3年間で半減することを目指し、返還金回収方策の強化を図ることにより、前年度比15%以上削減するよう努める。

（中期計画）

（2）返還金の回収強化

返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に82%以上にすることを目指し、以下の返還金の回収促進策を推進する。

また、毎年度、返還金の回収状況について、貸与規模や経済状況等の影響も含めた定量的な把握・分析を実施するとともに、返還促進方策の効果等を検証し、次年度の取組を効果的に行うために必要な改善を図る。

なお、上記総回収率については、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、奨学金貸与事業の将来見通しを明らかにした上で、平成23年度までにその妥当性について検証し、延滞債権に対する新たな財政負担の増加を抑制する。

① 学校との連携強化

ア. 返還誓約書の提出時期を早期化して、採用時とすることで、その提出を確実にするとともに、大学等と連携し在学期間中から奨学生としての自覚や卒業後の返還意識の徹底を図る。

イ. 大学等に対して返還金回収方策について積極的な広報・周知を行い、協力を要請する。

ウ. 大学等の返還説明会において、奨学生に対する返還の重要性に係る指導の徹

<p>底を図る。</p> <p>エ. 大学等における奨学生への指導の改善を促すため、延滞率の改善が進まない学校名の公表を行うとともに学校別内示数の算定における延滞率の比重を高める。</p> <p>② 返還金回収の促進</p> <p>ア. 返還金の円滑な返還を促進するため、リレー口座（口座振替）加入時期の早期化を図り、新規返還開始者で95%以上、全体で80%以上とする。</p> <p>イ. 延滞を初期段階で解決するため、民間委託を活用しつつ、早期における督促の集中的実施を図る。</p> <p>ウ. 延滞状況の早期改善を図るため、法的処理の早期化を図る。</p> <p>エ. 延滞者の実態調査を実施し、その結果を回収強化施策へ反映させる。</p> <p>オ. 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の更なる徹底を図る。</p> <p>カ. 延滞者の多重債務化の防止を図るため、個人信用情報機関を活用する。</p> <p>キ. 返還相談体制強化のため、コールセンターを開設し、応答率の改善を図るとともに、返還意思を有する者等からの相談等に適切に対応する。</p> <p>③ 大学等奨学金の延滞額の削減</p> <p>大学・大学院等に係る平成19年度末の3ヶ月以上の延滞額を3年間で半減することを目指し、返還金回収方策の強化を図ることにより、前年度比15%以上削減するよう努める。</p>	
<p>(中期目標)</p> <p>③ 機関保証制度の運用</p> <p>機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。機関保証制度について、学生等に対して適切に周知を図るとともに、<u>同制度の収支の健全性を確保するため、毎年度その妥当性について検証する。</u></p> <p>(中期計画)</p>	<p>(4) 機関保証の検証方法の見直し</p> <p>本法人は、「「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)を踏まえ、機関保証の妥当性を毎年度検証するため、奨学金貸与事業に関して識見を有する学識関係者、金融関係者、法曹関係者等により構成される「機関保証制度検証委員会」を設置しており、平</p>

<p>④ 機関保証制度の運用</p> <p>ア. 機関保証制度について、大学等と連携し、学生等に対して適切に情報提供、周知を図り、機関保証選択者への返還意識の徹底を図るとともに、機関保証制度加入者への督促を強化する。</p> <p>イ. 機関保証制度の運用においては、同制度に係る契約を遵守し、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。</p> <p>ウ. <u>機関保証制度が円滑に機能するよう同制度の収支の健全性を確保するため、債務保証の収支、代位弁済・回収状況等を把握し、機関保証の妥当性を毎年度検証する。</u></p>	<p>成20年度以降毎年度検証を行っている。</p> <p>しかしながら、同委員会では、債務保証の収支、代位弁済・回収状況等の検証は行われているが、公益財団法人日本国際教育支援協会の将来の事業コスト等を踏まえた十分な検証は行われていない。</p> <p><u>このため、本法人に対し、<u>将来の事業コスト等を踏まえた事業計画を明らかにさせた上で、同委員会等で当該計画の実効性、妥当性も含めて毎年度検証することとする。</u></u></p> <p><u>また、その際には、保証料率について、その水準を他の保証機関と比較した上で、その合理性を明らかにすることとする。</u></p>
<p>(中期目標)</p> <p>(1) 留学生に対する支援</p> <p>大学等のグローバル化を一層推進する観点から、国費留学生、私費留学生、及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給を行う。</p> <p>また、<u>学資金の支給の決定に当たっては、選考等を厳正に行うとともに、留学生の質の確保に留意して行う。</u></p> <p>(中期計画)</p> <p>(2) 外国人留学生に対する支援</p> <p>大学等のグローバル化を一層推進する観点から、国費留学生、私費留学生、及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金を支給する。</p> <p>私費留学生の経済的支援を図るため、学習奨励費を支給する。</p> <p>私費留学生及び大学間交流協定等に基づく短期留学生への支援については、<u>グローバル化の取組を進める大学等に対して、学資金を優先的に配分する。</u></p>	<p>2 留学生支援事業の見直し</p> <p>(1) 文部科学省外国人留学生学習奨励費に係る基準の見直し</p> <p>文部科学省外国人留学生学習奨励費については、「外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視 ―技能実習制度等を中心として― 結果に基づく勧告」(平成25年4月19日総務省)において、<u>教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準を策定することが求められていることから、当該勧告内容を踏まえた明確な基準を策定するとともに、その基準を厳格に運用することとする。</u></p>

(中期目標)

(3) 日本留学試験の実施

日本留学試験は、多くの大学等で外国人留学生の入学者選抜の一環として利用されるよう、試験の公平性や信頼性を確保し、適正に実施する。また、外国人留学生の受入れを積極的に推進するため、海外における新たな国・地域での試験実施について取り組むとともに、利用者の利便性の向上や一層の利用促進に取り組む。

(中期計画)

(5) 日本留学試験の実施

① 得点の等化・標準化、海外実施における複数問題準備、試験監督の厳正化等により、試験実施の公平性及び信頼の確保に努める。また、大学等や日本語教育機関からの要望を踏まえ、英語科目の導入について検討する。さらに、利便性を向上させる観点から、試験問題の多言語化やコンピュータ試験について検討を行う。

② 外国人留学生の受入れを推進する観点から、新たな海外における試験実施国・都市を検討する。海外の社会情勢、日本における外国人の入国管理行政の状況に特段の変化がない限り、中期目標期間における年間受験者数の平均が、前中期目標期間における年間受験者数の平均を上回ることとする。

また、渡日前入学受入れを含め、日本留学試験の大学等の利用促進に資する方策を検討・実施する。

(2) 日本留学試験の見直し

日本留学試験については、「留学生30万人計画」骨子(平成20年7月29日文科科学省ほか関係府省)を踏まえ、応募者数及び受験者数を拡充するとされているが、事業収支に継続的な欠損が生じていることから、その原因を分析した上で、費用縮減、受験料の改定などの事業収支改善に向けた取組を行うこととする。

(中期目標)

4 学生生活支援事業

(1) 学生生活支援担当教職員に対する研修の充実大学等の自主的な取組を促すため、学生生活支援に関する喫緊の重要課題、かつ、各大学等における取組が十分でなく公共上の見地から必要な事業内容に厳選して、関係機関と連携して実施

3 学生生活支援事業の見直し

学生生活支援事業については、大学等における支援体制が一定程度整備されてきたことから、大学等における主体的な取組に任せ、今後は、全体を通じた問題の把握・分析、先進的取組の共有などについて、政策上特に重要性の高い

する。

(2) 学生生活支援に関する情報の収集・提供等の実施

学生生活支援に関する情報について、各大学等の利用状況や要望を把握するとともに、効率化・合理化・有用性の観点から、定期的に見直し、改善を図りつつ、収集・提供を行う。

(中期計画)

4 学生生活支援事業

(1) 学生生活支援担当教職員に対する研修の充実

大学等の教職員に対し、学生生活支援に関する下記の領域に係る研修会を、各大学等における取組が十分でなく公共上の見地から必要な事業内容に厳選して、関係機関と連携のうえ実施する。各研修会に参加した教職員に対し満足度調査を行い、回答者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにする。

(i) 学生相談領域

(ii) 就職・キャリア支援領域

(iii) 留学生修学支援領域

(iv) 障害学生修学支援その他喫緊の重要課題領域

なお、留学生修学支援領域は、平成23年度中に廃止する。

(2) 学生生活支援に関する情報の収集・提供等の実施

学生生活支援に関する情報を収集し、学生支援情報データベースをはじめとするインターネットや出版物等を通じて提供を行う。なお、学生支援情報データベースについては、各大学等の利用状況や要望を把握するとともに、効率化・合理化・有用性の観点から、定期的に見直し、その改善に努める。

ものや、大学等の取組が不十分なものに厳選して実施することにより業務の縮小を図ることとする。